■熊本市「土木工事における週休２日工事」実施要領の改定について（R8.9改定）

１．目的

■ 昨今、建設業界においては担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題
■ そのため、建設業の就労環境の改善を図り、計画的に週休２日工事を推進することを目的として「週休２日工事」を実施するもの。

２．適用時期

■ 令和8年（2026年）10月15日の契約依頼分から適用する。

３．改定方針

（１）．工事費の積算

国交省においては週休２日工事の取組状況等を踏まえ、週休２日の確保にあたって必要となる費用の計上等による試行が終了し、今後は費用計上等を実施しない（港湾では一部継続）ものとされた。 これに合わせ、本市の週休２日の費用の計上を下記のとおり改定する。
■土木工事：週休２日の取得に要する費用計上（補正）は行わない。
■港湾工事：通期の「４週８休以上」の達成を前提とした補正係数（労務費補正無し、共通仮設費1.02、現場管理費率1.03）を各経費に乗じて発注する。市場単価の補正なし。

（２）．発注方式（変更なし）

現場閉所型と交替制について
⇒現行の発注方式を継続。 （社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な工事を除き、現場閉所型で原則発注）

４．工事成績評定（変更なし） （※R9年度からの評価方法については検討中）

■働き方改革（考査項目別運用表 別紙－１⑧ ５．創意工夫 Ⅰ．創意工夫）
・**完全**週休２日（現場閉所（もしくは交替制））を評価。 ※月単位及び通期の週休２日は評価しない。
■週休２日の確保（考査項目別運用表 別紙－１② ２．施工状況 Ⅱ．工程管理）
・現場閉所（もしくは交替制）による**完全**週休２日（もしくは**月単位**）を評価 ※通期の週休２日は評価しない。
■週休２日の確保（考査項目別運用表 別紙－２① ２．施工状況 Ⅱ．工程管理）
・現場閉所（もしくは交替制）による**完全**週休２日（もしくは**月単位**）を評価。※通期の週休２日は評価しない。
■通期の週休２日を達成しない場合の取扱い
・明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢がみられなかった場合は減点する。
※考査項目別運用表 別紙－２③「７．法令遵守等」「８．その他」の項目において２点減点。